

平成30年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試 験 問 題（時間 1 時間40分）

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第1問の輸出統計品目表（抜すい）、第2問の実行関税率表（抜すい）は別冊に掲載されております。
- 5 第3問から第7問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選択式・計算式】 —— 第1問5点 第2問15点 ——

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、機械製品等の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき統計品目番号を、輸出統計品目表の解釈に関する通則に従い、別冊の「輸出統計品目表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 統計品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 統計品目番号が異なるものであっても、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらを一括して一欄にまとめる。
なお、この場合に入力すべき統計品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 輸出申告事項登録は、申告価格（上記1によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとし、上記2により一括して一欄にまとめたものについては、最後の欄に入力するものとする。
- 4 一覧に一品目のみを入力することとなる場合であって、当該一品目の申告価格が20万円以下であるときは、その統計品目番号の10桁目は「E」とする。
- 5 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目の価格には、次の額が含まれている。
イ 売手の工場から輸出港までの運賃…………… 4%
ロ 輸出港における貨物の船積みに要する費用…………… 5%
ハ 輸出港から目的地（輸入港）までの海上運賃及び保険料… 15%
- 6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 別紙1の仕入書に記載されている「Digital camera cases with a shoulder strap with outer surface of leather」は、「Digital cameras with a through-the-lens viewfinder (single lens reflex)」を収納するための専用のものであり、これらは合わせて販売されるものとして、「Digital camera cases with a shoulder strap with outer surface of leather」に「Digital cameras with a through-the-lens viewfinder (single lens reflex)」を入れた状態で輸出されるものとする。
- 8 申告年月日は、平成30年10月1日とする。

① 420231000X	② 420291000X	③ 8471300003
④ 8517110000	⑤ 8517120006	⑥ 8517180000
⑦ 852190000E	⑧ 852321000E	⑨ 852341000E
⑩ 8523510004	⑪ 8523529000	⑫ 8525800006
⑬ 8528620004	⑭ 8543700001	⑮ 9006510004

別紙 1

INVOICE

Seller

ABC COMPANY
1-1, Kasumigaseki 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Invoice No. and Date

ABC-181157 Sep.11th, 2018

Reference No. FRB-171119

Buyer XYZ Corp. 161st Street and River Avenue, Bronx, New York 10451		Country of Origin Japan		
		L/C No. NYIB-0831	Date Aug. 31st, 2018	
Vessel Taiyo Maru	On or about Oct. 6th, 2018	Issuing Bank New York International Bank		
From Tokyo, Japan	Via			
To New York, U.S.A.				
Marks and Nos. XYZ NEW YORK MADE IN JAPAN	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
		Unit	per Unit	CIF US\$
	Digital cameras with a through-the-lens viewfinder (single lens reflex)	200	500.00	100,000.00
	Digital camera cases with a shoulder strap with outer surface of leather	200	10.00	2,000.00
	Smartphones (telephones for cellular networks)	700	100.00	70,000.00
	Tablet computer weighing 1kg	500	180.00	90,000.00
	SD flash memory cards	1,000	5.00	5,000.00
	DVD-ROM, unrecorded	1,000	1.00	1,000.00
Total : CIF NEW YORK			US\$	268,000.00
Total : 300 Cartons				
N/W : 1,500kgs				
G/W : 1,550kgs				
ABC COMPANY				
<u>(Signature)</u>				

輸出申告事項登録（大額）		入力特定番号	
☐ 共通部 ☐ 繰返部			
		申告等番号	
大額・少額識別	☐ L	申告等種別	☐ E
申告先種別	☐	貨物識別	☐
あて先官署	☐	あて先部門	☐
		申告予定年月日	
輸出者	ABC COMPANY		
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1		
電話			
申告予定者			
蔵置場所			
貨物個数	300	CT	貨物重量 1,550 KGM
貨物容積			
貨物の記号等			
最終仕向地	USNYC	船(機)籍符号	
積出港	JPTYO	貿易形態別符号	
積載予定船舶	TAIYO MARU	出港予定年月日	20181006
インボイス番号	A	ABC-181157	20180911
インボイス価格	CIF	USD	268,000.00 A

輸出申告事項登録（大額）

入力特定番号

共通部

繰返部

< 1 欄 > 統計品目番号 (a) 品名
 数量 (1) 数量 (2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

< 2 欄 > 統計品目番号 (b) 品名
 数量 (1) 数量 (2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

< 3 欄 > 統計品目番号 (c) 品名
 数量 (1) 数量 (2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

< 4 欄 > 統計品目番号 (d) 品名
 数量 (1) 数量 (2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

< 5 欄 > 統計品目番号 (e) 品名
 数量 (1) 数量 (2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成30. 9. 2 ～ 平成30. 9. 8	¥109.00
平成30. 9. 9 ～ 平成30. 9.15	¥108.00
平成30. 9.16 ～ 平成30. 9.22	¥110.00
平成30. 9.23 ～ 平成30. 9.29	¥109.00
平成30. 9.30 ～ 平成30.10. 6	¥112.00

第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、アメリカ合衆国から紡織用繊維から成る衣類等を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき品目の番号を別冊の実行関税率表（抜すい）を参照し、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）に入力すべき申告価格（関税率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 品目番号が異なるものであっても、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらを関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それらを一括して一欄にまとめる。
なお、この場合に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
 - (1) 有税である品目については、一欄にまとめた品目のうち関税率が最も高いものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
 - (2) 無税である品目については、一欄にまとめた品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 品目番号（(a)～(e)）には、申告価格（上記1及び2によりまとめたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとする。
- 4 課税価格の右欄（(f)～(j)）には、別紙1の仕入書に記載された価格に、下記6～8までの費用が申告価格に算入すべきものである場合にはその額を加算した額（本邦通貨に換算した後の額）を入力することとする。
なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 5 米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 輸入貨物に係る輸入取引に関連して、輸入者（買手）と輸出者（売手）のために、当該輸入貨物の受注、発注、交渉等、当該輸入取引の成立のための業務を行うA社に対して、その業務の対価として輸入者（買手）及び輸出者（売手）の双方がそれぞれ仕入書価格の10%の手数料を支払う。

- 7 別紙1の仕入書に記載された「Unisex Pajamas set」の生産に関連して、輸入者（買手）は、輸出者（売手）に対し、ボタン5,100個（生産ロス100個を見込んだ数量）を無償で提供している。当該ボタンの無償提供に要した費用は、本邦から輸出者（売手）までの運賃を含め、306,000円である。
- 8 別紙1の仕入書に記載された「Babies' bibs」の生産に関連して、輸入者（買手）は、現地において、家庭用品品質表示法に基づき義務付けられている事項のみを表示した洗濯ラベル3,600枚を調達し、輸出者（売手）に対し無償で提供している。当該洗濯ラベルの無償提供に要した費用は、輸出者（売手）に送付する運賃（20米ドル）を含め、380米ドルである。
- 9 別紙1の仕入書に記載された「Unisex Pajamas set」は、男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものとする。
- 10 申告年月日は、平成30年10月1日とする。

① 611120300X	② 6111301501	③ 6111901003
④ 6116910155	⑤ 611710100X	⑥ 611710900X
⑦ 6117802902	⑧ 6202132005	⑨ 6207220003
⑩ 6207290003	⑪ 6208220001	⑫ 6208290001
⑬ 6210302000	⑭ 6213200000	⑮ 630790010X

別紙 1

INVOICE

Seller

DEF COMPANY
587, West 12th Street Greensboro, North
Carolina, United States of America

Invoice No. and Date

XYZ-0902 Sep. 10th, 2018

Reference No. ABC-002

Buyer ABC Trading Co., Ltd. HIGASHI 2-3, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN		Country of Origin United States of America		
		L/C No.	Date	
Vessel Nihon Maru	On or about Sep. 11th, 2018	Issuing Bank		
From San Francisco, United States of America	Via			
To Tokyo, Japan		Payment Terms: T/T		
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity Unit	Unit Price per Unit	Amount CIF US\$
ABC TOKYO (PRODUCT OF United States of America) ORIGIN:United States of America	Unisex Pajamas set (top and bottom), M size (textile fabric (not knitted), of wool 40%, polyester 30% and nylon 30%)	1,000	7.00	7,000.00
	Ladies’ raincoat, L size (textile fabric (not knitted), of polyester 100%, coated with polyurethane)	3,000	5.60	16,800.00
	Babies’ mittens (knitted, of polyester 40%, wool 30% and cassimere 30%)	3,600	4.60	16,560.00
	Babies’ bibs (knitted, of cotton 90% and polyester 10%)	300	3.00	900.00
	Stole (knitted, of wool 85% and rayon 15%; size, 40 cm × 140 cm)	270	1.00	270.00
	Men’s handkerchief (30 cm × 30 cm; knitted, of cotton 90% and polyester 10%)	2,850	2.80	7,980.00
Total : CIF TOKYO				US\$ 49,510.00
Total : 100 CTNS				
N/W : 4,500kgs				
G/W : 4,600kgs				
DEF COMPANY				
(Signature)				

輸入申告事項登録（輸入申告）

共通部

繰返部

申告番号 大額／少額 申告等種別 申告先種別  貨物識別  識別符号 あて先官署  あて先部門  申告等予定年月日 輸入者  住所 電話 蔵置場所  一括申告 ☐ 申告等予定者 B/L番号 1  2 
3  4 
5 貨物個数 貨物重量(グロス) 貨物の記号等 積載船(機)  — 入港年月日 船(取)卸港 積出地 —  貿易形態別符号  コンテナ本数 仕入書識別  電子仕入書受付番号  仕入書番号 仕入書価格 — —  — 

輸入申告事項登録（輸入申告）

共通部 繰返部

<01欄> 品目番号 (a) 品名 原産地 US 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (f) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<02欄> 品目番号 (b) 品名 原産地 US 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (g) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<03欄> 品目番号 (c) 品名 原産地 US 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (h) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<04欄> 品目番号 (d) 品名 原産地 US 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (i) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<05欄> 品目番号 (e) 品名 原産地 US 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (j) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成30. 9. 2 ～ 平成30. 9. 8	¥109.00
平成30. 9. 9 ～ 平成30. 9.15	¥108.00
平成30. 9.16 ～ 平成30. 9.22	¥110.00
平成30. 9.23 ～ 平成30. 9.29	¥109.00
平成30. 9.30 ～ 平成30.10. 6	¥112.00

【選 択 式】 —— 各問題 2 点 ——

第 3 問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、納税申告に係る貨物の関税の納付前にする更正であって、課税標準又は納付すべき税額を減額するものについては、更正通知書の送達に代えて、当該納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した課税標準又は納付すべき税額を是正させることによってすることができる。
- 2 申告納税方式が適用される貨物を輸入する場合であっても、当該貨物に係る関税が無税のときは、当該貨物に係る関税の納付に関する申告は要しない。
- 3 税関長は、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物に係る課税標準又は納付すべき税額につきその納税申告に誤りがないと認めた場合には、当該申告に係る税額及びその税額を納付すべき旨（関税の納付を要しないときは、その旨）のほか、当該貨物に係る輸入申告書の番号及び品名その他参考となるべき事項を、書面により、当該引取りの承認を受けた者に通知する。
- 4 税関長は、過少申告加算税を徴収しようとするときは、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達することにより、納税の告知をしなければならない。
- 5 関税を納付しようとする者は、その納付すべき税額が1,000万円未満の場合であって、当該関税を納付しようとする者のクレジットカードによって決済することができる金額以下であるときは、当該クレジットカードの決済に係る業務を行う会社に対し、その納付を委託することができる。

第4問 次の記述は、関税率表の所属の決定に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。なお、関連する類の表題は以下のとおり。

- 1 硝酸銀（試薬特級）は、貴金属である銀を含むので、第28類ではなく、第71類に分類される。
- 2 エチルアルコールは、有機化学品として第29類に分類される。
- 3 NMR（核磁気共鳴）分析用の試薬として分子中の水素を重水素で同位体置換したアセトン は、第29類ではなく、第28類に分類される。
- 4 有機界面活性剤は、化学的に単一かどうかを問わず、第34類に分類される。
- 5 蒸留水は、第22類ではなく、無機化合物として第28類に分類される。

関税率表の類の表題

第22類	飲料、アルコール及び食酢
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第29類	有機化学品
第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調整潤滑剤、人造ろう、調整ろう、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調整品
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第5問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属の教示に係る照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 架空の貨物については、事前照会の対象とされていない。
- 2 輸出予定の貨物については、事前照会の対象とされていない。
- 3 輸入申告中の貨物については、事前照会の対象とされている。
- 4 文書により行われた回答について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該紹介者は、当該回答の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して3月以内に、「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」を、当該回答を行った税関に提出しなければならない。
- 5 事前照会に係る貨物の内容及び回答の内容については、その内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当する場合には、その回答書の交付又は送達のあった日の翌日から起算して180日を経過した日後に公開することとされている。

第6問 次に掲げる物品が関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税に係る特惠受益国において生産された場合、当該特惠受益国を原産地とする物品（特惠受益国原産品）とされるものはどれか。以下の関税暫定措置法施行規則別表（第9条関係）の規定の抜すいを参考にし、特惠受益国原産品とされるものすべてを選び、その番号をマークしなさい。なお、問題文に記載されているものを除き、当該物品に使用されるその他の材料及び附属品等については、考慮する必要はないものとする。

- 1 第三国から輸入した当該第三国産の綿糸（第52.05項）を使用して製造した第61.09項のTシャツ
- 2 日本から輸入した第三国産の紡毛織物（第51.11項）を使用して製造した第62.06項の女子用のシャツ
- 3 第三国から輸入した当該第三国産の半合成繊維の長繊維の糸（第54.03項）を使用して製造した第63.03項のカーテン
- 4 非原産品である合成繊維の紡績糸（第55.09項）を最終製品の総重量の15%、他の材料はすべて原産品を使用して製造した第63.01項の毛布
- 5 日本から輸入した日本産の絹織物（第50.07項）を使用して製造した第62.07項の男子用のパジャマ

関税暫定措置法施行規則別表（第9条関係）（抜すい）

関税率表の 番号	生産された物品	原産品としての資格を 与えるための条件
第61類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造
第62類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）（第62.13項から第62.17項までに該当する物品を除く。）	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ（第63.08項又は第63.09項に該当する物品を除く。）	化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

第7問 日本とA国とを締約国とする二国間の経済連携協定が締結されており、当該協定に以下の原産地規則が定められている場合において、次に掲げる製品のうち、当該経済連携協定に基づくA国の原産品とされるものはどれか。以下の原産地規則及び関連物品の関税率表の所属を参考にし、A国の原産品とされるものすべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 日本で収穫した生鮮オリーブをA国に輸入し、A国で採油したオリーブ油
- 2 B国で収穫した生鮮オリーブをA国に輸入し、A国で採油したオリーブ油
- 3 A国で収穫した生鮮オリーブを使用し、A国で採油したオリーブ油
- 4 C国で生まれ育った豚をA国に輸入し、A国でと畜後筋肉層のない脂肪を取り出した後生産したラード
- 5 C国で生産したラードをA国に輸入し、A国で化学的な変性加工をしたラード

(原産地規則)

《原産品》

この協定の適用上、次のいずれかの製品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られる、又は生産される製品であって、下記の《完全に得られる製品》に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される製品
- (c) 非原産材料を使用して当該締約国において生産される製品であって、下記の《品目別原産地規則》を満たすもの

《完全に得られる製品》

次のいずれかの製品は、締約国において完全に得られる製品とする。

- (a) 生きている動物であって、当該締約国の区域内において生まれ、かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国の区域内において生きている動物から得られる製品
- (c) 当該締約国の区域内において収穫され、採取され、又は採集される植物、菌類及び藻類
- (d) 当該締約国の区域内において(a)から(c)までに規定する製品のみから得られ、又は生産される製品

《累積》

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなす。

《品目別原産地規則》

第15.01項－第15.06項	第15.01項から第15.06項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第15.07項－第15.18項	第15.07項から第15.18項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 (ただし、第7類、第8類及び第12類の物品からの変更を除く。)

(関連物品の関税率表の所属)

関連物品	生きている豚	豚の筋肉層のない脂肪	生鮮オリーブ	ラード	オリーブ油	化学的な変性加工をしたラード
関税率表の所属	第01.03項	第02.09項	第07.09項	第15.01項	第15.09項	第15.18項

【計 算 式】 —— 各問題 2 点 ——

第 8 問 外国貨物について輸入（納税）申告をし、輸入の許可を受けたが、当該許可後において下表 1 のとおり課税標準額及び適用税率に誤りがあることが判明し、下表 2 の経緯で関税法第 7 条の 14 の規定に基づき修正申告を行う場合に、当該修正申告により納付すべき関税額及び延滞税の額を計算し、これらの合計額をマークしなさい。なお、延滞税は、法定納期限の翌日から当該関税額を納付する日までの日数に応じ、年 2.6%（当該関税額の納期限の翌日から 2 月を経過する日後は年 8.9%）の割合を乗じ、1 年は 365 日として計算するものとする。

（表 1）

	課税標準額	税率
修正申告前（輸入（納税）申告時）	2, 851, 325円	3. 5%
修正申告時	4, 846, 356円	6. 7%

（表 2）

- ・平成30年 2 月 21 日 輸入（納税）申告及び関税の納期限の延長の承認日
 - ・平成30年 2 月 22 日 輸入の許可の日
 - ・平成30年 3 月 2 日 保税蔵置場から貨物を搬出した日
 - ・平成30年 5 月 21 日 関税の納期限の延長の期限日及び当初の輸入（納税）申告に係る関税額の納付の日
 - ・平成30年 6 月 8 日 修正申告及び修正申告に係る関税額の納付の日
- （注）上記の過程において、延滞税の免除事由に該当する事実はない。

（参考）平成30年の暦

- ・平成30年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日まで（28日間）
- ・平成30年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日まで（31日間）
- ・平成30年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日まで（30日間）
- ・平成30年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日まで（31日間）
- ・平成30年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日まで（30日間）

第9問 税関長の承認を受けて保税蔵置場に置かれた外国貨物であって、課税価格が3,561,729円のを、下表の経緯で輸入する場合に、当該外国貨物について納付すべき関税額を計算し、その額をマークしなさい。

なお、当該外国貨物に適用される関税率は下表の「関税率改正の内容」のとおり法令の改正がされたものとし、その施行日は平成30年4月1日とする。

輸入（納税） 申告の日	輸入の許可前 における貨物 の引取り承認 の申請の日	輸入の許可前 における貨物 の引取りの承 認の日	輸入の許可の日	関税率改正の内容	
				改正前	改正後
平成30年 3月30日	平成30年 3月30日	平成30年 4月3日	平成30年 4月10日	13.7%	9.7%

第10問 次の取引内容によりMが輸入するバッグ3,000個の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。なお、下記の各費用のうち、その一部が当該バッグ3,000個に係るものであって、当該一部の額が当該課税価格に含まれるべきものである場合には、当該費用の額を数量により按分して、当該バッグ3,000個に係る費用の額を算出して当該課税価格に含めるものとする。

1 本邦の輸入者M（買手）は、バッグを輸入するため、A国の輸出者であり、当該バッグの製造者であるX（売手）との間で、当該バッグに係る売買契約を締結した。

2 当該売買契約には、次の事項が規定されている。

イ 単価（EXW価格）…………… 2,000円／個

ロ 一契約当たりの購入数量に応じて、次の表のとおり値引きが与えられる旨

購入（契約）数量	値引き率	単価
1 個～2,000個の場合	なし	2,000円／個
2,001個～5,000個の場合	5 %	1,900円／個
5,001個以上の場合	10%	1,800円／個

ハ 購入（契約）数量…………… 9,000個

ニ Xは、当該売買契約に係るバッグを3回に分けてM宛てに発送する旨

ホ Mは、バッグのデザインをXに無償で提供する旨

3 Mは、B国籍のデザイナーYが本邦において作成したデザイン1点をYから90,000円で購入し、EメールによりXに無償で提供した。なお、当該デザインは、当該売買契約に係るすべてのバッグの生産のために使用されるものである。

4 Mは、当該売買契約に基づき、バッグ3,000個を輸入する。この輸入に関して、Mは、値引き後の単価に基づく貨物代金を支払うとともに、当該貨物代金とは別に、次の費用を負担した。

イ 当該バッグがA国のX工場から本邦の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃…………… 120,000円

ロ 当該バッグをA国から輸出する際の通関手続に要した費用…… 9,000円

ハ 輸入港における当該バッグの船卸しに要した費用…………… 15,000円

5 M、X及びYとの間には、それぞれ特殊関係はない。

第11問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦のMは、A国の家具製造者Xとの間で家具（一式）を本邦に到着させることを目的とした売買契約を締結した。その後、Mは本邦のYとの間で当該家具を本邦に到着させることを目的とした売買契約を締結し、当該家具は、Mの指示により、XからYへ向けて輸出され、Yにより本邦に輸入された。
- 2 MとXとの間の売買契約における当該家具の価格（F O B価格）は1,200,000円である。
- 3 MとYとの間の売買契約における当該家具の価格（F O B価格）は1,800,000円である。
- 4 Mは、Xからの請求に基づき、当該家具の価格とは別に、当該家具の生産に使用された工具に係る費用として80,000円を支払った。
- 5 Yは、当該家具の価格とは別に、次に掲げる費用を負担した。
 - イ 当該家具がA国の輸出港から本邦の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃…………… 250,000円
 - ロ A国における当該家具の包装に係る材料費…………… 40,000円
 - ハ A国における当該家具の包装作業に係る人件費…………… 60,000円
- 6 上記の者のいずれの間にも特殊関係はない。

第12問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者であり製造者でもあるX（売手）から継続してセーターを購入し、輸入している。今回、Mは、Xからセーター2,000枚を購入し、輸入する。

2 今回、MがXと締結したセーターに係る売買契約には、次の事項が規定されている。

イ 単価（C I F 価格）…………… 1,500円／枚

ロ 購入（契約）数量…………… 2,000枚

ハ Mは当該セーターの値札を無償でXに提供し、XはA国において当該値札を当該セーターに取り付ける旨

ニ 当該セーターは、A国のX工場で生産された後にA国のYの倉庫で保管され、その保管に要する費用をMが負担する旨

ホ XからMへの当該セーターの引渡しは、Yの倉庫における保管後にC I F 条件に従って行われる旨

3 Mは、前回Xから購入し、輸入したセーターに不良品が含まれていたことから、Xに対して当該不良品による損害に相当する額（150,000円）を求償した。その結果、Xは、今回Mが輸入するセーターの売買価格から当該損害に相当する額を控除した残額をMがXに支払うことで合意した。Mは、Xに対し、当該残額を支払った。

4 Mは、今回のセーターの輸入に関し、上記残額の支払いとは別に、次の費用を負担している。

イ A国のYの倉庫における当該セーターの保管に要した費用………… 50,000円

ロ 当該セーターに取り付けられている値札の取得に要した費用…… 5,000円

ハ 当該値札をXに提供するために要した送料…………… 1,000円

ニ Mが自己のために行う当該セーターの販売促進活動に要した費用…………
…………… 200,000円

5 MとXとの間には、特殊関係はない。

【択一式】—— 各問題1点 ——

第13問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸出の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）において、輸出申告書に記載した価格が20万円未満であり、かつ、本来輸出申告書に記載すべきであった価格が20万円未満であるときは、税関長は、輸出申告書に記載した貨物の価格の訂正を省略させて差し支えないものとされている。
- 2 輸出申告を行う時点において当該申告に係る貨物代金が未確定（輸出後において値引きが発生する場合、又は貨物の品質若しくは性能の確認を経て貨物代金に変更される場合を含む。（以下「値引き等」という。））である場合には、市況を基礎として決済額を確定させる等当該申告に係る貨物の製造原価又は調達原価を基礎として算出することが困難であるときを除き、輸出申告書に記載すべき貨物の価格は、製造原価又は調達原価に通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた額又は値引き等の調整が加えられる前の額を基にし本邦の輸出港における本船甲板渡し価格としてこれに必要な調整を加え計算した価格とすることができる。
- 3 輸出貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合であって、
 - ・当該輸出貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税関の管轄区域であり、かつ、同一都道府県に所在していること
 - ・当該輸出貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸出申告により通関する必要があると認められることのすべての条件に該当し、かつ、税関が検査を行うのに支障がないと認められるときは、輸出者からの申出に基づき、税関長は、当該輸出貨物について一の輸出申告による申告を行うことを認めて差し支えないこととされている。
- 4 税関職員は、関税法第67条の規定により輸出貨物の開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があったときは、税関職員が押印した開装検査表（税関が開装検査した旨を

表示したもの)を申出者に交付し、検査貨物の中に封入させることとされている。

- 5 再包装が困難な貨物を輸出する場合であって、仕入書により当該貨物の内容が明らかであり、当該貨物が保税地域に搬入される前に関税法第67条の規定による検査を実施することについて支障がないときは、輸出者からの申出により、税関職員は、輸出申告の後、当該貨物が保税地域に搬入される前に当該検査を行うことができる。

第14問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 予備申告を行った場合において、当該予備申告に係る輸入申告予定日までに当該予備申告に係る税関の審査が終了したときは、関税法第67条の規定による輸入申告を行うことを要しない。
- 2 使用中の船舶であって本邦外において本邦の国籍を取得した船舶を輸入する場合におけるその輸入の具体的な時期は、当該船舶が初めて本邦に回航されて使用に供される時又は当該船舶に係る輸入の許可の時のいずれか早い時とされている。
- 3 税関官署の開庁時間以外の時間における関税法第43条の3第1項の規定による保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認に係る事務の執行について、恒常的にその求めの届出を行おうとする者は、書面によることなく口頭により当該求めの届出を税関長に行うことができる。
- 4 輸入申告に併せて輸入の許可前における貨物の引取りの承認の申請を行おうとする者は、輸入申告書を提出することなく、輸入許可前貨物引取承認申請書を税関長に提出することにより、当該申告及び申請を行うことができる。
- 5 本邦の政府機関が公用に供するため輸入する貨物であって、経済産業大臣が定めるものについては、輸入申告書の提出に代え、適宜の書面により輸入申告を行うことができる。

第15問 次に掲げる発光ダイオード（ＬＥＤ）を使用した物品のうち、関税率表第94.05項に属するものはどれか。以下の関税率表の規定の抜すいを参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、同項に属するものがない場合には、「０」をマークしなさい。

- 1 薄型テレビのバックライト等に使用される光源部品（制御回路なし）
- 2 プラスチック製のろうそく型ランプ（ＡＣ電源コネクター付き）
- 3 直管型ランプ（室内照明の交換用）
- 4 ヘルメットに取り付けるように設計された安全灯（電池交換式）
- 5 自動車本体に組み込みナンバープレートを上部から照らす機器

関税率表（抜すい）

第85.12項	電気式の照明用又は信号用の機器（第85.39項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）
第85.13項	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第85.12項の照明用機器を除く。）
第85.39項	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）アーク灯並びに発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプ
第85.41項	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（ＬＥＤ）及び圧電結晶素子
第94.05項	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を捉え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）

第16問 次に掲げる物品のうち、関税率表第95.06項に属するものはどれか。以下の関税率表の規定の抜すいを参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、同項に属するものがない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 ゴルフ用の手袋（紡織用繊維編物製）
- 2 野球用のグローブ（革製）
- 3 剣道用の小手（紡織用繊維織物製）
- 4 スキー用の手袋（紡織用繊維織物で補強した多泡性ポリウレタンシート製）
- 5 水中ダイビング用の手袋（ゴム加工した紡織用繊維織物製）

関税率表 第42類注（抜すい）

- 4 第42.03項において衣類及び衣類附属品には、手袋、ミトン及びミット（運動用又は保護用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革並びに腕輪（時計用のものを除く。）を含む。

関税率表（抜すい）

第39.26項	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品
第42.03項	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
第61.16項	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
第62.16項	手袋、ミトン及びミット
第95.06項	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール

第17問 次のAからEまでは経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく原産品申告書及び原産品申告明細書に記載すべき原産性の基準に係る記号に関するものであり、aからfまでは当該規準に係る記号の意義に関するものである。次の1から5までのうち、当該規準に係る記号及びその意義の正しい組合せはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

A	VA	a	品目別規則
B	PSR	b	付加価値基準
C	CTC	c	完全生産品
D	DMI	d	関税分類変更基準
E	WO	e	加工工程基準
		f	僅少の非原産材料

- 1 A-b、B-e、C-d、D-f、E-c
- 2 A-b、B-a、C-f、D-e、E-c
- 3 A-d、B-a、C-e、D-c、E-f
- 4 A-b、B-a、C-d、D-f、E-c
- 5 A-d、B-e、C-f、D-c、E-b

平成30年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試 験 問 題 (別 冊)

注 意 事 項

この別冊には、「通関書類の作成要領その他通関手続の実務試験問題」における第1問の輸出統計品目表（抜すい）、第2問の実行関税率表（抜すい）を掲載しています。

第1問 輸出申告

輸出統計品目表（抜すい）

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、
ハンドバッグその他これらに類する容器
並びに腸の製品

Chapter 42 Articles of leather; saddlery and harness; travel
goods, handbags and similar containers; articles
of animal gut (other than silk-worm gut)

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
42.02			旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 ートランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器			Trunks, suit-cases, vanity-cases, executive-cases, brief-cases, school satchels, spectacle cases, binocular cases, camera cases, musical instrument cases, gun cases, holsters and similar containers; travelling-bags, insulated food or beverages bags, toilet bags, rucksacks, handbags, shopping-bags, wallets, purses, map-cases, cigarette-cases, tobacco-pouches, tool bags, sports bags, bottle-cases, jewellery boxes, powder-boxes, cutlery cases and similar containers, of leather or of composition leather, of sheeting of plastics, of textile materials, of vulcanised fibre or of paperboard, or wholly or mainly covered with such materials or with paper: - Trunks, suit-cases, vanity-cases, executive-cases, brief-cases, school satchels and similar containers:	
			- ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）			- Handbags, whether or not with shoulder strap, including those without handle:	
4202.31	000	0	- ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 - - 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	DZ	KG	- Articles of a kind normally carried in the pocket or in the handbag: - - With outer surface of leather or of composition leather	賀II-36、II-37、IIの2
4202.32	000	6	- 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	DZ	KG	- - With outer surface of sheeting of plastics or of textile materials	
4202.39	000	6	- - その他のもの - その他のもの	DZ	KG	- - Other - Other:	賀II-36、II-37
4202.91	000	3	- 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	DZ	KG	- - With outer surface of leather or of composition leather	賀II-36、II-37、IIの2
4202.92	000	2	- 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	DZ	KG	- - With outer surface of sheeting of plastics or of textile materials	
4202.99	000	2	- - その他のもの	DZ	KG	- - Other	賀II-36、II-37

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注
1 この部には、次の物品を含まない。

(m) 第90類の物品

3 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。

Section XVI Machinery and mechanical appliances; electrical equipment; parts thereof; sound recorders and reproducers, television image and sound recorders and reproducers, and parts and accessories of such articles

Notes.
1. - This Section does not cover:

(m) Articles of Chapter 90;

3. - Unless the context otherwise requires, composite machines consisting of two or more machines fitted together to form a whole and other machines designed for the purpose of performing two or more complementary or alternative functions are to be classified as if consisting only of that component or as being that machine which performs the principal function.

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注
1 (省略)
2 (省略)
3 (省略)
4 (省略)
5 (A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。
(i) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。
(ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。
(iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。
(iv) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。

Chapter 84 Nuclear reactors, boilers, machinery and mechanical appliances; parts thereof

Notes.
1. - (省略)
2. - (省略)
3. - (省略)
4. - (省略)
5. - (A) For the purposes of heading 84.71, the expression "automatic data processing machines" means machines capable of:
(i) Storing the processing program or programs and at least the data immediately necessary for the execution of the program;
(ii) Being freely programmed in accordance with the requirements of the user;
(iii) Performing arithmetical computations specified by the user; and
(iv) Executing, without human intervention, a processing program which requires them to modify their execution, by logical decision during the processing run.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
84.71			自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）			Automatic data processing machines and units thereof; magnetic or optical readers, machines for transcribing data onto data media in coded form and machines for processing such data, not elsewhere specified or included:	
8471.30	000	3	- 携帯用の自動データ処理機械（重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。） - その他の自動データ処理機械	NO		- Portable automatic data processing machines, weighing not more than 10 kg, consisting of at least a central processing unit, a keyboard and a display - Other automatic data processing machines:	貿4-16、4-20、4-22、8、9-5の5、9-7、9-8、9-10、10-2、15-4、15-8、IIの2
8471.41	000	6	- 少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。）	NO		- - Comprising in the same housing at least a central processing unit and an input and output unit, whether or not combined	貿4-16、4-20、4-22、8、9-5の5、9-7、9-8、9-10、10-2、15-4、15-8
8471.49	000	5	- - その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）	NO		- - Other, presented in the form of systems	貿2-10の2、4-16、4-20、4-22、7-4、8、9-1、9-5の5、9-7、9-8、9-10、10-11、15-4、15-5、15-8

第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

Chapter 85 Electrical machinery and equipment and parts thereof; sound recorders and reproducers, television image and sound recorders and reproducers, and parts and accessories of such articles

注

- 1 (省略)
2 (省略)
3 (省略)
4 (省略)
5 第85.23項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「不揮発性半導体記憶装置」(例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」)は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一以上のフラッシュメモリー(例えば、「FLASH E²PROM」)を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子(例えば、コンデンサー、抵抗器)を取り付けたものを含む。
- (b) 「スマートカード」とは、内部にチップ上の集積回路(マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー(RAM)又はリードオンリーメモリー(ROM))を1個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。

Notes.

1. - (省略)
2. - (省略)
3. - (省略)
4. - (省略)
5. - For the purposes of heading 85.23:

- (a) "Solid-state non-volatile storage devices" (for example, "flash memory cards" or "flash electronic storage cards") are storage devices with a connecting socket, comprising in the same housing one or more flash memories (for example, "FLASH E²PROM") in the form of integrated circuits mounted on a printed circuit board. They may include a controller in the form of an integrated circuit and discrete passive components, such as capacitors and resistors;
- (b) The term "smart cards" means cards which have embedded in them one or more electronic integrated circuits (a microprocessor, random access memory (RAM) or read-only memory (ROM)) in the form of chips. These cards may contain contacts, a magnetic stripe or an embedded antenna but do not contain any other active or passive circuit elements.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
85.17			電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。)			Telephone sets, including telephones for cellular networks or for other wireless networks; other apparatus for the transmission or reception of voice, images or other data, including apparatus for communication in a wired or wireless network (such as a local or wide area network), other than transmission or reception apparatus of heading 84.43, 85.25, 85.27 or 85.28:	
			- 電話機 (携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)			- Telephone sets, including telephones for cellular networks or for other wireless networks:	
8517.11	000	0	- - コードレス送受信器付きの有線電話機	NO		- - Line telephone sets with cordless handsets	貿9-1,9-8,9-9,14-10,15-7
8517.12	000	6	- - 携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	NO		- - Telephones for cellular networks or for other wireless networks	貿1-2,1-8,1-9,4-2,4-18,4-21,4-25,7-2,8,9-1,9-7,9-8,9-9,14-10,15-5
8517.18	000	0	- - その他のもの	NO		- - Other	貿2-15,2-39,2-46,4-25,6-7,7-10,8,9-1,9-7,9-8,9-9,10-4,12-2,12-4,14-10,15-5,15-7

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C T I O N U S E	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
85.21			ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）			Video recording or reproducing apparatus, whether or not incorporating a video tuner:	
8521.10	000	0	- 磁気テープ式のもの	NO	KG	- Magnetic tape-type	貿Ⅱの2
8521.90	000	4	- その他のもの	NO	KG	- Other	々
85.23			ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）			Discs, tapes, solid-state non-volatile storage devices, "smart cards" and other media for the recording of sound or of other phenomena, whether or not recorded, including matrices and masters for the production of discs, but excluding products of Chapter 37:	
			- 磁気媒体			- Magnetic media:	
8523.21	000	6	- - カード（磁気ストライプを有するもの）	NO		- - Cards incorporating a magnetic stripe	々
8523.29	000	5	- - その他のもの	NO		- - Other	貿7-11、Ⅱの2
			- 光学媒体			- Optical media:	
8523.41	000	0	- - 記録してないもの	NO		- - Unrecorded	々
8523.49	000	6	- - その他のもの	NO		- - Other	々
			- 半導体媒体			- Semiconductor media:	
8523.51	000	4	- - 不揮発性半導体記憶装置	NO		- - Solid-state non-volatile storage devices	々
8523.52			- - スマートカード			- - "Smart cards":	
	100	5	- - - プロキシミティカード及びプロキシミティタグ	NO		- - - Proximity cards and tags	貿4-23、4-26、7-1、7-2
	900	0	- - - その他のもの	NO		- - - Other	々
8523.59	000	3	- - その他のもの	NO		- - Other	貿1-2、1-16、2-41、4-26、6-5、7-11、9-1、15-5、Ⅱの2
8523.80	000	3	- その他のもの	NO		- Other	貿7-11、Ⅱの2
85.25			ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			Transmission apparatus for radio-broadcasting or television, whether or not incorporating reception apparatus or sound recording or reproducing apparatus; television cameras, digital cameras and video camera recorders:	
8525.50	000	1	- 送信機器	NO	KG	- Transmission apparatus	貿1-2、1-8、4-2、4-21、4-25、7-2、8、9-1、9-7、9-8、9-9、10-1、12-10、15-5
8525.60	000	5	- 送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）	NO	KG	- Transmission apparatus incorporating reception apparatus	貿1-2、1-8、1-9、4-2、4-18、4-21、4-25、7-2、8、9-1、9-7、9-8、9-9、15-5
8525.80	000	6	- テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	NO		- Television cameras, digital cameras and video camera recorders	貿2-13、2-15、2-39、2-46、6-7、10-2、10-4、12-2、12-4、Ⅱの2

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
85.28			モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）			Monitors and projectors, not incorporating television reception apparatus; reception apparatus for television, whether or not incorporating radio-broadcast receivers or sound or video recording or reproducing apparatus:	
8528.62	000	4	－ プロジェクター － 第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの		NO	－ Projectors: － Capable of directly connecting to and designed for use with an automatic data processing machine of heading 84.71	貿2-13、4-22、7-10、8、II-35の3
8528.69	000	4	－ その他のもの		NO	－ Other	貿2-13、7-10、II-35の3、IIの2
85.43			電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）			Electrical machines and apparatus, having individual functions, not specified or included elsewhere in this Chapter:	
8543.10	000	5	－ 粒子加速器		NO	－ Particle accelerators	貿2-32、2-37、2-43、2-48、4-24、5-4
8543.20	000	2	－ 信号発生器		NO	－ Signal generators	貿2-41、4-2、7-12、7-16、7-17、9-1、9-8、9-9、10-1、12-10、13-2の2、14-10、15-5、15-6
8543.30	000	6	－ 電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器		NO	－ Machines and apparatus for electroplating, electrolysis or electrophoresis	貿2-5、2-7、2-10、2-27、3-2、5-4、6-5、7-16
8543.70	000	1	－ その他の機器		NO	－ Other machines and apparatus	貿1-2、1-13、1-16、2-5、2-7、2-8、2-10、2-14、2-15、2-27、2-30、2-34、2-36、2-39、2-40、2-41、2-43、3-2、4-1、4-2、4-3、4-8、4-10、4-12、4-16、4-18、4-23、4-24、4-26、5-4、5-6、5-18、6-5、6-7、7-2、7-3、7-4、7-5、7-11、7-15、7-16、7-17、9-1、9-7、9-9、10-1、10-2、11-3、11-4、11-5、12-2、12-5、12-10、13-2の2、13-4、14-10、14-11、15-3、15-5、15-6、15-7
8543.90	000	2	－ 部分品		KG	－ Parts	貿1-2、1-13、1-16、2-5、2-7、2-8、2-10の2、2-15、2-30、2-32、2-34、2-39、2-40、2-41、4-1、4-2、4-3、4-8、4-10、4-12、4-16、4-18、4-23、5-6、5-7、5-18、6-5、6-7、7-2、7-3、7-4、7-5、7-12、7-16、7-22、9-1、9-9、10-2、11-3、11-4、13-2の2、13-4、14-10、15-3、15-5

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

Section XVIII Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus; clocks and watches; musical instruments; parts and accessories thereof

第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

Chapter 90 Optical, photographic, cinematographic, measuring, checking, precision, medical or surgical instruments and apparatus; parts and accessories thereof

注

1 この類には、次の物品を含まない。

Notes.

1. - This Chapter does not cover:

(h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第85.12項参照）、第85.13項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第85.19項参照）、サウンドヘッド（第85.22項参照）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第85.25項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第85.26項参照）、光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（第85.36項参照）、第85.37項の数値制御用の機器、第85.39項のシールドビームランプ並びに第85.44項の光ファイバーケーブル

(h) Searchlights or spotlights of a kind used for cycles or motor vehicles (heading 85.12); portable electric lamps of heading 85.13; cinematographic sound recording, reproducing or re-recording apparatus (heading 85.19); sound-heads (heading 85.22); television cameras, digital cameras and video camera recorders (heading 85.25); radar apparatus, radio navigational aid apparatus or radio remote control apparatus (heading 85.26); connectors for optical fibres, optical fibre bundles or cables (heading 85.36); numerical control apparatus of heading 85.37; sealed beam lamp units of heading 85.39; optical fibre cables of heading 85.44;

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
90.06			写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）			Photographic (other than cinematographic) cameras; photographic flashlight apparatus and flashbulbs other than discharge lamps of heading 85.39:	
9006.30	000	4	－水中用、航空測量用又は内臓の医学的検査用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	NO	KG	－Cameras specially designed for underwater use, for aerial survey or for medical or surgical examination of internal organs; comparison cameras for forensic or criminological purposes	質2-39、12-4
9006.40	000	1	－インスタントプリントカメラ	NO	KG	－Instant print cameras	
			－その他の写真機			－Other cameras:	
9006.51	000	4	－一一眼レフックスのもの（幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）		NO	－With a through-the-lens viewfinder (single lens reflex (SLR)), for roll film of a width not exceeding 35 mm	質2-39、14-5、IIの2
9006.52	000	3	－その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）		NO	－Other, for roll film of a width less than 35 mm	質2-39、14-8
9006.53	000	2	－その他のもの（幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）		NO	－Other, for roll film of a width of 35 mm	質2-39、12-4、14-8
9006.59	000	3	－その他のもの	NO	KG	－Other	質2-39、10-4、12-4、14-8

第2問 輸入（納税）申告

実行関税率表（抜粋）

第11部
紡織用繊維及びその製品

Section XI
Textiles and textile articles

- 注
1 (省略)
- 2(A) 第50類から第55類まで、第58.09項又は第59.02項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。
- (B) (A) の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン（第51.10項参照）及び金属を交えた糸（第56.05項参照）は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。
- (b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。
- (c) 第54類及び第55類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第54類及び第55類は、一の類として取り扱う。
- (d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

- Notes.
1. - (省略)
2. - (A) Goods classifiable in Chapters 50 to 55 or in heading 58.09 or 59.02 and of a mixture of two or more textile materials are to be classified as if consisting wholly of that one textile material which predominates by weight over any other single textile material.
When no one textile material predominates by weight, the goods are to be classified as if consisting wholly of that one textile material which is covered by the heading which occurs last in numerical order among those which equally merit consideration.
- (B) For the purposes of the above rule:
- (a) Gimped horsehair yarn (heading 51.10) and metallised yarn (heading 56.05) are to be treated as a single textile material the weight of which is to be taken as the aggregate of the weights of its components; for the classification of woven fabrics, metal thread is to be regarded as a textile material;
- (b) The choice of appropriate heading shall be effected by determining first the Chapter and then the applicable heading within that Chapter, disregarding any materials not classified in that Chapter;
- (c) When both Chapters 54 and 55 are involved with any other Chapter, Chapters 54 and 55 are to be treated as a single Chapter;
- (d) Where a Chapter or a heading refers to goods of different textile materials, such materials are to be treated as a single textile material.

- 号注
1 (省略)
- 2(A) 第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第50類から第55類までの物品及び第58.09項の物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。

- Subheading Notes.
1. - (省略)
2. - (A) Products of Chapters 56 to 63 containing two or more textile materials are to be regarded as consisting wholly of that textile material which would be selected under Note 2 to this Section for the classification of a product of Chapters 50 to 55 or of heading 58.09 consisting of the same textile materials.

第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

Chapter 56 Wadding, felt and nonwovens; special yarns; twine, cordage, ropes and cables and articles thereof

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Preferential	暫 定 Temporary		
56.02			フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものではないかを問わない。）						Felt, whether or not impregnated, coated, covered or laminated:
56.03			不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものではないかを問わない。）						Nonwovens, whether or not impregnated, coated, covered or laminated:

第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

Chapter 59 Impregnated, coated, covered or laminated textile fabrics; textile articles of a kind suitable for industrial use

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
59.03			紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02項のものを除く。）						Textile fabrics impregnated, coated, covered or laminated with plastics, other than those of heading 59.02:
5903.10	000	0	ポリ（塩化ビニル）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	4.2%	3.5%	無税 Free		KG	With poly(vinyl chloride)
5903.20	000	4	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	4.2%	3.5%	無税 Free		KG	With polyurethane
5903.90	000	4	その他のもの	4.2%	3.5%	無税 Free		KG	Other
59.06			ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第59.02項のものを除く。）						Rubberised textile fabrics, other than those of heading 59.02:
5906.10	000	1	接着テープ（幅が20センチメートル以下のものに限る。）	4.2%	3.5%	無税 Free		KG	Adhesive tape of a width not exceeding 20 cm
			その他のもの						Other:
5906.91			メリヤス編み又はクロセ編みのもの						Knitted or crocheted:
	010	0	1 綿製のもの	7.8%	6.5%	無税 Free		KG	1 Of cotton
	020	3	2 その他のもの	5.6%	4.7%	無税 Free		KG	2 Other
5906.99	000	3	その他のもの	4.2%	3.5%	無税 Free		KG	Other
59.07									
5907.00	000	2	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	3.9%	3.3%	無税 Free		KG	Textile fabrics otherwise impregnated, coated or covered; painted canvas being theatrical scenery, studio back-cloths or the like

第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

Chapter 61 Articles of apparel and clothing accessories, knitted or crocheted

- 注
1 この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限る。
2 (省略)
3 (省略)
4 (省略)
5 (省略)
6 第61.11項については、次に定めるところによる。
(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。
(b) 第61.11項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第61.11項に属する。
7 (省略)
8 (省略)
9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。
男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。
10 (省略)

- Notes.
1.- This Chapter applies only to made up knitted or crocheted articles.
2.- (省略)
3.- (省略)
4.- (省略)
5.- (省略)
6.- For the purpose of heading 61.11:
(a) The expression "babies' garments and clothing accessories" means articles for young children of a body height not exceeding 86 cm;
(b) Articles which are, *prima facie*, classifiable both in heading 61.11 and in other headings of this Chapter are to be classified in heading 61.11.
7.- (省略)
8.- (省略)
9.- Garments of this Chapter designed for left over right closure at the front shall be regarded as men's or boys' garments, and those designed for right over left closure at the front as women's or girls' garments. These provisions do not apply where the cut of the garment clearly indicates that it is designed for one or other of the sexes.
Garments which cannot be identified as either men's or boys' garments or as women's or girls' garments are to be classified in the headings covering women's or girls' garments.
10.- (省略)

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
61.11			乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						Babies' garments and clothing accessories, knitted or crocheted:
6111.20			綿製のもの						Of cotton:
	150	4	1 手袋、ミトン及びミット	9%	7.4%	*無税 Free		PR KG	1 Gloves, mittens and mitts
			2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		7.4%				2 Panty hose, tights, stockings, socks and other hosiery:
	210	1	(1) パンティストッキング及びタイツ	11.2%		*無税 Free		NO KG	(1) Panty hose and tights
	295	2	(2) その他のもの	9%		*無税 Free		PR KG	(2) Other
	300	0	3 その他のもの	10.8%	(10.8%)	*無税 Free		NO KG	3 Other
6111.30			合成繊維製のもの						Of synthetic fibres:
	150	1	1 手袋、ミトン及びミット	6.4%	5.3%	*無税 Free		PR KG	1 Gloves, mittens and mitts
			2 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類						2 Panty hose, tights, stockings, socks and other hosiery:
	210	5	(1) パンティストッキング及びタイツ	11.2%	7.4%	*無税 Free		NO KG	(1) Panty hose and tights
	295	6	(2) その他のもの	8%	6.6%	*無税 Free		PR KG	(2) Other
	300	4	3 その他のもの	10.7%	(10.7%)	*無税 Free		NO KG	3 Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Preferential	暫 定 Temporary		
6111.90			その他の紡織用繊維製のもの						Of other textile materials:
	100	3	1 手袋、ミトン及びミット	6.4%	5.3%	*無税 Free		PR KG	1 Gloves, mittens and mitts
			2 パンティストッキング、タイツ、 ストッキング、ソックスその他の 靴下類						2 Panty hose, tights, stockings, socks and other hosiery:
	210	1	(1) パンティストッキング及びタイツ	11.2%	7.4%	*無税 Free		NO KG	(1) Panty hose and tights
	290	4	(2) その他のもの	6.4%	5.3%	*無税 Free		PR KG	(2) Other
			3 その他のもの						3 Other:
	310	3	(1) 羊毛製又は繊獣毛製のもの	10.9%	(10.9%)	*無税 Free		NO KG	(1) Of wool or fine animal hair
	390	6	(2) その他のもの	8.4%	(8.4%)	*無税 Free		NO KG	(2) Other
61.16			手袋、ミトン及びミット（メリヤス 編み又はクロセ編みのものに限る。）						Gloves, mittens and mitts, knitted or crocheted:
6116.10			プラスチック又はゴムを染み込 ませ、塗布し又は被覆したもの						Impregnated, coated or covered with plastics or rubber:
			その他のもの						Other:
6116.91			羊毛製又は繊獣毛製のもの	6.4%	5.3%	*無税 Free			Of wool or fine animal hair:
	015	5	－編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
	095	1	－縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
6116.92			綿製のもの	9%	7.4%	*無税 Free			Of cotton:
	015	4	－編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
	095	0	－縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
6116.93			合成繊維製のもの	6.4%	5.3%	*無税 Free			Of synthetic fibres:
	015	3	－編み上げたもの					PR KG	Knitted or crocheted, directly shaped
	095	6	－縫製したもの					PR KG	Made up by sewing
6116.99	000	3	その他の紡織用繊維製のもの	6%	5%	*無税 Free		PR KG	Of other textile materials
61.17			その他の衣類附属品（製品にしたも ので、メリヤス編み又はクロセ編 みのものに限る。）及び衣類又は衣類附 属品の部分品（メリヤス編み又はク ロセ編みのものに限る。）						Other made up clothing accessories, knitted or crocheted; knitted or crocheted parts of garments or of clothing accessories:
6117.10			ショール、スカーフ、マフラー、 マンティール、ベールその他これ らに類する製品	8.4%	(8.4%)	*無税 Free			Shawls, scarves, mufflers, mantillas, veils and the like:
	100	1	－羊毛製又は繊獣毛製のもの					NO KG	Of wool or fine animal hair
	200	3	－合成繊維製のもの					NO KG	Of synthetic fibres
	900	3	－その他のもの					NO KG	Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
6117.80			その他の附属品						Other accessories:
			1 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの						1 Impregnated, coated or covered with rubber:
	014	6	(1) 綿製のもの	7.8%	(7.8%)	無税 Free		NO KG	(1) Of cotton
	015	0	(2) その他のもの	5.6%	(5.6%)	無税 Free		NO KG	(2) Other
			2 その他のもの	8.4%	(8.4%)	*無税 Free			2 Other:
	210	6	- ネクタイ					NO KG	Ties, bow ties and cravats
	290	2	- その他のもの					KG	Other

第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

Chapter 62 Articles of apparel and clothing accessories, not knitted or crocheted

注

- この類の物品は、紡織用繊維の織物類（ウオッディングを除く。）を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品（第62.12項のものを除く。）を含まない。
- （省略）
- （省略）
- （省略）
- 第62.10項及びこの類の他の項（第62.09項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第62.10項に属する。
- （省略）
- スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のものうち各辺の長さが60センチメートル以下のものは、ハンカチとして第62.13項に属する。ハンカチで一边の長さが60センチメートルを超えるものは、第62.14項に属する。
- この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。
男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。
- （省略）

Notes.

- This Chapter applies only to made up articles of any textile fabric other than wadding, excluding knitted or crocheted articles (other than those of heading 62.12).
- （省略）
- （省略）
- （省略）
- Garments which are, *prima facie*, classifiable both in heading 62.10 and in other headings of this Chapter, excluding heading 62.09, are to be classified in heading 62.10.
- （省略）
- Scarves and articles of the scarf type, square or approximately square, of which no side exceeds 60 cm, are to be classified as handkerchiefs (heading 62.13). Handkerchiefs of which any side exceeds 60 cm are to be classified in heading 62.14.
- Garments of this Chapter designed for left over right closure at the front shall be regarded as men's or boys' garments, and those designed for right over left closure at the front as women's or girls' garments. These provisions do not apply where the cut of the garment clearly indicates that it is designed for one or other of the sexes.
Garments which cannot be identified as either men's or boys' garments or as women's or girls' garments are to be classified in the headings covering women's or girls' garments.
- （省略）

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
62.02			女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.04項のものを除く。）						Women's or girls' overcoats, car-coats, capes, cloaks, anoraks (including ski-jackets), wind-cheaters, wind-jackets and similar articles, other than those of heading 62.04:
			オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品						Overcoats, raincoats, car-coats, capes, cloaks and similar articles:
			羊毛製又は織獣毛製のもの						Of wool or fine animal hair:
	6202.11								
			1 毛皮付きのもの	16%	12.8%	*無税 Free		NO KG	1 Containing furskin
			2 その他のもの	11.2%	9.1%	*無税 Free		NO KG	2 Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
6202.12			綿製のもの						Of cotton:
	100	4	1 毛皮付きのもの	16%	12.8%	*無税 Free		NO KG	1 Containing furskin
	200	6	2 その他のもの	11.2%	9.1%	*無税 Free		NO KG	2 Other
6202.13			人造繊維製のもの						Of man-made fibres:
	100	3	1 毛皮付きのもの	16%	12.8%	*無税 Free		NO KG	1 Containing furskin
	200	5	2 その他のもの	11.2%	9.1%	*無税 Free		NO KG	2 Other
6202.19			その他の紡織用繊維製のもの						Of other textile materials:
	100	4	1 毛皮付きのもの	16%	12.8%	*無税 Free		NO KG	1 Containing furskin
	200	6	2 その他のもの	11.2%	9.1%	*無税 Free		NO KG	2 Other
62.07			男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品						Men's or boys' singlets and other vests, underpants, briefs, nightshirts, pyjamas, bathrobes, dressing gowns and similar articles:
			ナイトシャツ及びパジャマ						Nightshirts and pyjamas:
6207.21	000	4	綿製のもの	9%	7.4%	*無税 Free		NO KG	Of cotton
6207.22	000	3	人造繊維製のもの	9%	7.4%	*無税 Free		NO KG	Of man-made fibres
6207.29	000	3	その他の紡織用繊維製のもの	9%	(9%)	*無税 Free		NO KG	Of other textile materials
62.08			女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ベティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品						Women's or girls' singlets and other vests, slips, petticoats, briefs, panties, nightdresses, pyjamas, negligees, bathrobes, dressing gowns and similar articles:
			ナイトドレス及びパジャマ						Nightdresses and pyjamas:
6208.21	000	2	綿製のもの	9%	7.4%	*無税 Free		NO KG	Of cotton
6208.22	000	1	人造繊維製のもの	9%	7.4%	*無税 Free		NO KG	Of man-made fibres
6208.29	000	1	その他の紡織用繊維製のもの	9%	(9%)	*無税 Free		NO KG	Of other textile materials
62.10			衣類（第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。）						Garments, made up of fabrics of heading 56.02, 56.03, 59.03, 59.06 or 59.07:
6210.10			第56.02項又は第56.03項の織物類から成るもの						Of fabrics of heading 56.02 or 56.03:
	100	4	1 毛皮付きのもの	16%	10%	*無税 Free		NO KG	1 Containing furskin
			2 その他のもの	11.2%	9.1%	*無税 Free			2 Other:
	210	2	－ 人造繊維製のもの					NO KG	Of man-made fibres
	290	5	－ その他のもの					NO KG	Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
6210.20			その他の衣類（第6201.11号から第6201.19号までのものと同一種類のものに限る。）						Other garments, of the type described in subheadings 6201.11 to 6201.19:
	100	1	1 毛皮付きのもの	16%	10%	*無税 Free		NO KG	1 Containing furskin
	200	3	2 その他のもの	11.2%	9.1%	*無税 Free		NO KG	2 Other
6210.30			その他の衣類（第6202.11号から第6202.19号までのものと同一種類のものに限る。）						Other garments, of the type described in subheadings 6202.11 to 6202.19:
	100	5	1 毛皮付きのもの	16%	10%	*無税 Free		NO KG	1 Containing furskin
	200	0	2 その他のもの	11.2%	9.1%	*無税 Free		NO KG	2 Other
62.13			ハンカチ						Handkerchiefs:
6213.20	000	0	綿製のもの	6.7%	(6.7%)	5.36% 無税 Free		NO KG	Of cotton
6213.90			その他の紡織用繊維製のもの						Of other textile materials:
	010	3	1 亜麻製又はラミー製のもの	9%	(9%)	7.2% 無税 Free		NO KG	1 Of flax or ramie
			2 その他のもの	6.4%					2 Other:
	091	0	－絹（絹のくずを含む。）製のもの		(6.4%)	5.12% 無税 Free		NO KG	Of silk or silk waste
	099	1	－その他のもの		5.3%	4.24% 無税 Free		NO KG	Other
62.14			ショール、スカーフ、マフラー、マ ンティール、ベールその他これらに 類する製品						Shawls, scarves, mufflers, mantillas, veils and the like:

第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、
紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

Chapter 63 Other made up textile articles; sets; worn
clothing and worn textile articles; rags

注

- 1 第1節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。
2 第1節には、次の物品を含まない。
(a) 第56類から第62類までの物品
(b) 第63.09項の中古の衣類その他の物品

Notes.

- 1.- Sub-Chapter I applies only to made up articles, of any textile fabric.
2.- Sub-Chapter I does not cover:
(a) Goods of Chapters 56 to 62; or
(b) Worn clothing or other worn articles of heading 63.09.

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
			第1節 紡織用繊維のその他の製品						I.- OTHER MADE UP TEXTILE ARTICLES
63.07			その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）						Other made up articles, including dress patterns:
6307.10			床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布						Floor-cloths, dish-cloths, dusters and similar cleaning cloths:
	010	0	1 綿製のもの	7.8%	6.5%	無税 Free		KG	1 Of cotton
	020	3	2 その他のもの	5.6%	4.7%	無税 Free		KG	2 Other
6307.20			救命胴衣及び救命帯						Life-jackets and life-belts:
	010	4	1 綿製のもの	7.8%	6.5%	無税 Free		KG	1 Of cotton
	020	0	2 その他のもの	5.6%	4.7%	無税 Free		KG	2 Other
6307.90			その他のもの						Other:
	010	4	1 綿製のもの	7.8%	6.5%	無税 Free		KG	1 Of cotton
			2 その他のもの	5.6%	4.7%				2 Other:
	021	1	－絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）			2.82% × 無税 Free		NO KG	Of silk (simply cutting other than in rectangle (including square))
	029	2	－その他のもの			無税 Free		KG	Other

平成30年度 通関士本試験

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

解答・解説

〈H30年度 通関実務 解答＆難易度〉

《配点》

輸出申告書（選択式・計算式）	第 1 問	5 点
輸入申告書（選択式・計算式）	第 2 問	15 点
選択式	第 3 問～第 7 問（各 2 点）	10 点
計算式	第 8 問～第 12 問（各 2 点）	10 点
択一式	第 13 問～第 17 問（各 1 点）	5 点
	合計	45 点

【輸出申告書】 5 点

問	正 解	ランク
第 1 問	(a) ⑫	A
	(b) ③	
	(c) ⑤	
	(d) ⑩	
	(e) ⑨	

【輸入申告書】 15 点

問	正 解	ランク
第 2 問	(a) ⑬	B
	(b) ③	
	(c) ⑪	
	(d) ⑦	
	(e) ①	
	(f) 2032800	
	(g) 2003760	
	(h) 1153000	
	(i) 0965580	
	(j) 0141570	

【選択式】 10点（2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ））

問	項 目	正 解	ランク
第3問	関税の確定及び納付	1, 3	C
第4問	関税率表の所属の決定	3, 5	C
第5問	事前教示	1, 2	C
第6問	原産地の認定（特惠関税）	1, 2, 5	B
第7問	原産地の認定（経済連携協定）	1, 3, 4	B

【計算式】 10点（2点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第8問	関税額及び延滞税の計算	0226500	B
第9問	関税額の計算	0345400	A
第10問	課税価格の計算	5529000	A
第11問	課税価格の計算	2150000	B
第12問	課税価格の計算	3056000	B

【択一式】 5点（1点×5問）

問	項 目	正 解	ランク
第13問	輸出通関	0	C
第14問	輸入通関	2	C
第15問	関税率表上の分類	2	B
第16問	関税率表上の分類	0	B
第17問	オーストラリア協定の記号の意義	4	C

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式・計算式】

第1問 正解 (a)－⑫ (b)－③ (c)－⑤ (d)－⑩ (e)－⑨

1 為替レート

平成30. 9. 16～平成30. 9. 22までのレートを適用し、 $\$ 1 = ¥110.00$ となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(6)までの番号を付する。

(1) デジタルカメラ：8525800006

(2) 革製のデジタルカメラ用ケース：8525800006

問題文7より、(2)のケースは(1)のデジタルカメラを収納するための専用のものであり、これらは合わせて販売されるものであるため、(1)に含まれる（通則5(a)）。

(3) スマートフォン（携帯回線網用）：8517120006

(4) タブレット（10kg以下）：8471300003

(5) S Dフラッシュメモリーカード：8523510004

85類注5(a)より、フラッシュメモリーカードは「不揮発性半導体記憶装置」に該当するので、上記の番号に分類する。

(6) D V D－R O M（記録していないもの）：8523410000

記録用の媒体であり、問題文及び仕入書に光学用との記載はないが、選択肢から、上記の番号に分類する。

※ 価格について

仕入書上、各貨物の価格は運賃・保険料込条件価格（C I F）となっている。

仕入書に含まれている、問題文5のイ～ハの価格については、

イ 売手の工場から輸出港までの運賃4% … そのまま

ロ 輸出港における貨物の船積みにかかる費用5% … そのまま

ハ 輸出港から目的地（輸入港）までの海上運賃及び保険料15% … 控除として、F O B価格を算出する。ハの15%を控除するので、

$200,000円 \div 0.85 \div 110 = \$2,139.03$ …以下の貨物は20万円以下となる。

貨物(2)は(1)に含まれ、品目番号が同一となる。

貨物(6)については、一品目で20万円以下となるので、10桁目は「E」とする。

- (a)－貨物(1), (2) →⑫
- (b)－貨物(4) →③
- (c)－貨物(3) →⑤
- (d)－貨物(5) →⑩
- (e)－貨物(6) →⑨

第2問 正解 (a)－⑬ (b)－③ (c)－⑪ (d)－⑦ (e)－①
 (f)－2032800 (g)－2003760 (h)－1153000 (i)－0965580
 (j)－0141570

1 為替レート

平成30. 9. 16～平成30. 9. 22までのレートを適用し、US\$ 1＝¥110. 00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(6)までの番号を付する。

(1) パジャマ（男子用であるか女子用であるか判別できないもの）：6208220001

「not knitted」とあるので、61類ではなく、62類に分類する。問題文9により、男子用であるか女子用であるかを判別できないものであるが、62類注8により女子用の衣類として62. 08項に分類する。羊毛（wool）40%，人造繊維（polyester30%， nylon30%）60%であるので、最大重量を占める「人造繊維製のもの」として上記の番号に属する（11部注2（A），号注2（A））。

(2) 女子用のレインコート（ポリウレタンを塗布した織物類から製品にしたもの）：6210302000

62. 02項（女子用のレインコート）及び62. 10項（59. 03項のポリウレタンを塗布した織物から製品にしたもの）に同時に属するとみられるが、62類注5により、62. 10項に属する。さらに、毛皮は付いておらず、6202. 11号から6202. 19号までのもの（レインコート）と同一の種類であるので、上記の番号に分類される。

(3) 乳児用のミトン（メリヤス編み）：6111901003

61. 11項（乳児用の衣類又は衣類付属品）及び61. 16項（手袋，ミトン及びミット）に同時に属するとみられるが、61類注6（b）により、61. 11項に属する。合成繊維（polyester）40%，「羊毛（wool）又は繊獣毛(cassimere)」60%である

ので、**最大重量を占める「その他の紡織用繊維製のもの」**として6111.90号に属する（通則3(b)）。

(4) 乳児用のよだれかけ(メリヤス編み) : **6111203000**

綿(cotton)90%, 合成繊維(polyester)10%であるので、**最大重量を占める綿製**として上記の番号に分類される（通則3(b)）。

(5) ストール(メリヤス編み) : **6117101001**

「ショール, スカーフ, …に類する物品」として分類する。羊毛(wool)85%, 再生繊維(rayon)15%であるので、**最大重量を占める羊毛製**として上記の番号に分類される（通則3(b)）。

(6) ハンカチ(メリヤス編み) : **6117802902**

メリヤス編みなので、**61類**に分類し, 61.17項のうち、「**その他の附属品**」として, そのうちゴムを使用していない上記の番号に分類される。

3 申告価格等

買手・売手双方のために輸入貨物の受注, 発注, 交渉等, 輸入取引成立のための業務(仲介業務)を行うA社に対して**買手が負担する手数料(10%)は加算する**(定率法4条1項2号イ)。

輸入者が(1)の貨物に関連して**無償で提供したボタンの費用は, 生産ロスを見込んだ数量ごと(1)に加算する**(4条1項3号イ, 基本通達4-12(6)イ)。

輸入者が(3)の貨物に関連して**無償で提供した洗濯ラベルの費用は, 家庭用品品質表示法に基づき義務付けられている事項のみが表示されており, 加算しない**(定率法4条1項3号イ, 基本通達4-12(1))。

貨物(4), (5)は品目番号が異なるが, 20万円以下であるので, 問題文の指示により一括する。(4)の貨物の税率は10.8%(基本), (5)の貨物の税率は8.4%(基本)で, **関税率が高い(4)の番号で一括し, 10桁目は「X」とする**。

各欄ごとの貨物の価格は, 次のようになる。

(f)…貨物(2) : $\$16,800 \times 1.1 \times \yen110 = \yen2,032,800$

(g)…貨物(3) : $\$16,560 \times 1.1 \times \yen110 = \yen2,003,760$

(h)…貨物(1) : $\$7,000 \times 1.1 \times \yen110 + \yen306,000 = \yen1,153,000$

(i)…貨物(6) : $\$7,980 \times 1.1 \times \yen110 = \yen965,580$

(j)…貨物(4), (5) : $(\$900 + \$270) \times 1.1 \times \yen110 = \yen141,570$

【選択式】

第3問 正解 1, 3

- 1 ○ 税関長は、納税申告に係る貨物の**関税の納付前**にする更正であって、課税標準又は納付すべき関税を**減額**するものについては、更正通知書の送達に代えて、当該納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した課税標準又は納付すべき税額を**是正**させることによってすることができる（関税法7条の16第4項）。
- 2 × **申告納税方式**が適用される貨物を輸入する場合には、当該貨物に係る関税が無税のときであっても、当該貨物に係る**関税の納付に関する申告を要する**（関税法7条1項）。
- 3 ○ 税関長は、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物に係る課税標準又は納付すべき税額につきその納税申告に誤りがないと認めた場合には、**当該申告に係る税額及びその税額を納付すべき旨**（関税の納付を要しないときは、その旨）のほか、**当該貨物に係る輸入申告書の番号及び品名その他参考となるべき事項を、書面により、当該引取りの承認を受けた者に通知する**（7条の17、施行令5条）。
- 4 × 税関長は、**過少申告加算税**を徴収しようとするときは、**納税の告知をすることを要しない**（関税法9条の3第1項3号）。
- 5 × **関税**を納付しようとする者が、その納付すべき税額が1,000万円未満の場合であって、当該関税を納付しようとする者のクレジットカードによって決済することができる金額以下であるときに、当該クレジットカードの決済に係る業務を行う会社に対し、その納付を委託することができる旨の**規定はない**。

なお、「国税」について本肢のような規定があるが、この場合の「国税」には関税は含まれていない（国税通則法2条1号）。

第4問 正解 3, 5

- 1 × 硝酸銀（試薬特級）は、貴金属である銀を含んでいても、28類に分類される（28.43項）。
- 2 × エチルアルコールは、22類に分類される（22.07項）。
- 3 ○ NMR（核磁気共鳴）分析用の試薬として分子中の水素を重水素で同位体置換したアセトンは、28類に分類される。
- 4 × 有機界面活性剤は、化学的に単一のものは、34類に分類されない（34類注1（b））。
- 5 ○ 蒸留水は、無機化合物として28類に分類される（28.53項）。

第5問 正解 1, 2

- 1 ○ 架空の貨物については、事前照会の対象とされていない（関税法基本通達7-18(2)）。
- 2 ○ 輸出予定の貨物については、事前照会の対象とされる旨の規定はない。
- 3 × 輸入申告中の貨物については、事前照会の対象とされていない（7-18(2)）。
- 4 × 文書により行われた回答について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者は、当該回答の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して2月以内に「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」を、当該回答を行った税関に提出しなければならない（7-18(8)イ）。
- 5 × 事前照会に係る貨物の内容及び回答の内容については、その内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当する場合には、当該部分を伏せて公開する（7-18(6)）。

第6問 正解 1, 2, 5

- 1 ○ 第三国から輸入した当該第三国産の綿糸（52.05項）を使用して特惠受益国で製造した61.09項のTシャツは、**特惠受益国の原産品とされる**（関税暫定措置法施行令26条1項2号，施行規則9条1項，別表61類）。紡織用繊維の編物からの製造であれば原産品と認められるが，編物の前段階の糸から製造しているので，原産品と認められる。
- 2 ○ 日本から輸入した第三国産の紡毛織物（51.11項）を使用して特惠受益国で製造した62.06項の女子用のシャツは，**自国関与品として，特惠受益国の原産品とされる**（施行令26条2項）。
- 3 × 第三国から輸入した当該第三国産の半合成繊維の長繊維の糸（54.03項）を使用して製造した63.03項のカーテンは，**特惠受益国の原産品とはならない**（関税暫定措置法施行令26条1項2号，施行規則9条1項，別表63類）。
- 4 × 非原産品である合成繊維の紡績糸（55.09項）を最終製品の総重量の15%，他の材料はすべて原産品を使用して製造した63.01項の毛布は，**特惠受益国の原産品とはならない**（関税暫定措置法施行令26条1項2号，施行規則9条1項，別表63類）。なお，非原産品の重量が10%以下の場合には，実質的な変更を加える加工又は製造に該当するか否かは考慮せず，特惠受益国の原産品となる。
- 5 ○ 日本から輸入した日本産の絹織物（50.07項）を使用して製造した62.07項の男子用のパジャマは，**自国関与品として，特惠受益国の原産品とされる**（施行令26条2項）。

第7問 正解 1, 3, 4

- 1 ○ 日本で収穫した生鮮オリーブをA国に輸入し、A国で採油したオリーブ油は、**A国の原産品**である。「累積」の規定により、日本で収穫した材料（生鮮オリーブ）はA国の材料とみなされ、オリーブ油はA国の完全生産品となる。
- 2 × B国で収穫した生鮮オリーブ（07.09項）をA国に輸入し、A国で採油したオリーブ油（15.09項）は、**A国の原産品とはならない**。「品目別原産地規則」により、オリーブ油（15.09項）については、**7類、8類及び12類の物品からの変更を除き、他の類からの変更が行われていることとされている**。生鮮オリーブ（07.09項）からの変更であれば、A国で製造したとはいえない。
- 3 ○ A国で収穫した生鮮オリーブを使用し、A国で採油したオリーブ油は、**A国の原産品**である。「完全に得られる物品」の(c)、(d)の規定に該当し、A国で完全に得られた物品となる。
- 4 ○ C国で生まれ育った豚をA国に輸入し、A国でと畜後筋肉層のない脂肪を取り出した後生産したラードは、A国の原産品である。「品目別原産地規則」により、ラード（15.01項）については、**他の類からの変更であればA国の原産品と認められる**。
- 5 × C国で生産したラードをA国に輸入し、A国で化学的な変性加工をしたラードは、A国の原産品とはならない。「品目別原産地規則」により、化学的な変性加工をしたラード（15.18項）については、他の類からの変更であればA国の原産品と認められるが、ラード（15.01項）からの変更であればA国の原産品と認められない。

第8問 正解 0226500

(1) 関税額の計算

修正申告前（輸入（納税）申告時）の関税額

$2,851,000\text{円（千円未満切り捨て）} \times 3.5\% = 99,785\text{円}$

→99,700円（百円未満切捨て）

修正申告時の関税額

$4,846,000\text{円（千円未満切り捨て）} \times 6.7\% = 324,682\text{円}$

→324,600円（百円未満切捨て）

納付すべき関税額は、

$324,600\text{円} - 99,700\text{円} = 224,900\text{円}$ となる。

(2) 延滞税額の計算

問題文の指示により、延滞税の税率は、年2.6%として計算する。

修正申告により追加で納税する税額は、延長が認められたものではなく、本来、輸入許可の日までに納付すべきものであるので、2月22日が法定納期限となる（関税法12条8項）。

延滞日数は、2月23日から6月8日までの106日間である。

$220,000\text{円（一万円未満切捨て）} \times 2.6\% \times 106/365 = 1,661(.15\cdots)\text{円}$

→1,600円（百円未満切捨て）

(3) 関税額と延滞税額の合計

$224,900\text{円} + 1,600\text{円} = 226,500\text{円}$

第9問 正解 0345400

蔵入承認を受けて保税蔵置場に置かれた貨物で、輸入申告がされた後輸入許可前引取承認がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものについては、輸入許可前引取承認の日（4月3日）の法令（税率＝9.7%）を適用する（関税法5条2号）。

$3,561,000\text{円（千円未満切捨て）} \times 9.7\% = 345,417$

→345,400円（百円未満切捨て）

第10問 正解 5529000

1 契約価格（EXW価格）（2イ，ロ）

単価は，1個当たり2,000円であるが，今回，購入（契約）した数量は9,000個であり，5,001個以上となるので，値引き率は10%（単価1,800円）となり，1,800円×今回輸入分3,000個＝5,400,000円を課税価格の計算の基礎とする。

2 Yが本邦で作成したデザイン（3）……加算しない（定率法4条1項3号ニ，定率法施行令1条の5第3項）

3 A国の工場から本邦の輸入港までの運賃（4イ）……加算する（120,000円）（4条1項1号）

4 輸出の際の通関手続に要した費用（4ロ）……加算する（9,000円）

5 輸入港における船卸しの費用……加算しない

以上より，課税価格は次のようになる。

$$5,400,000円 + 120,000円 + 9,000円 = 5,529,000円$$

第11問 正解 2150000

1 M—Y間の取引を輸入取引とする（1，3）

輸入取引とは，本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって，現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい，通常，現実に貨物を輸入することとなる貨物がこれに該当する（定率法基本通達4-1(1)）。本問の貨物は，MとYとの売買により現実に輸入されたのであるから，M—Y間の売買を輸入取引とし，1,800,000円（F O B 価格）を課税価格の計算の基礎とする（4-1(2)イ）。

2 家具の生産に使用された工具の費用（4）……加算しない

本問の工具は，買手が無償提供しているものではなく，加算要素に該当しない。

3 A国の輸出港から本邦の輸入港までの運賃（5イ）…加算する（250,000円）

4 A国における家具の包装に係る材料費（5ロ）……算入する（40,000円）

5 A国における家具の包装作業に係る人件費（5ハ）……算入する（60,000円）

以上より，課税価格は次のようになる。

$$1,800,000円 + 250,000円 + 40,000円 + 60,000円 = 2,150,000円$$

第12問 正解 3056000

1 契約価格（C I F 価格）（2イ，ロ）

1,500円/枚×2,000枚＝3,000,000円を課税価格の計算の基礎とする。

2 Mが前回取引時に含まれていた不良品についてXに求償した損害額（3）

……算入しない（加算も控除もしない）

1の契約価格から、求償した損害額150,000円を差し引いた額を払うことで合意しており、1の契約価格には150,000円が既に含まれている。

3 A国のYの倉庫におけるセーターの保管費用（4イ）……算入する（50,000円を加算）

4 セーターの値札の取得費用（4ロ）……算入する（5,000円を加算）

5 セーターの値札をXに提供するために要した費用（4ハ）……算入する（1,000円を加算）

6 販売促進活動に要した費用（4ニ）……算入しない

以上より、課税価格は次のようになる。

$$3,000,000円 + 50,000円 + 5,000円 + 1,000円 = 3,056,000円$$

【択一式】

第13問 正解 O

- 1 ○ 輸出の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）において、**輸出申告書に記載した価格が20万円未満であり、かつ、本来輸出申告書に記載すべきであった価格が20万円未満であるときは、税関長は、輸出申告書に記載した貨物の価格の訂正を省略させて差し支えないものとされている（関税法基本通達67-1-14(3)）。**
- 2 ○ 輸出申告を行う時点において当該申告に係る貨物代金が**未確定**（輸出後において値引きが発生する場合、又は貨物の品質若しくは性能の確認を経て貨物代金に変更される場合を含む。（以下「値引き等」という。））である場合には、市況を基礎として決済額を確定させる等当該申告に係る貨物の製造原価又は調達原価を基礎として算出することが困難であるときを除き、輸出申告書に記載すべき貨物の価格は、**製造原価又は調達原価に通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた額又は値引き等の調整が加えられる前の額を基にし本邦の輸出港における本船甲板渡し価格としてこれに必要な調整を加え計算した価格とすることができる（67-1-4(1)ニ）。**
- 3 ○ 輸出貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合であって、
 - ・当該輸出貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税関の管轄区域であり、かつ、同一都道府県に所在していること
 - ・当該輸出貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸出申告により通関する必要があると認められることのすべての条件に該当し、かつ、税関が検査を行うのに支障がないと認められるときは、輸出者からの申出に基づき、税関長は、**当該輸出貨物について一の輸出申告による申告を行うことを認めて差し支えないこととされている（67-2-13, 67-4-18）。**
- 4 ○ 税関職員は、関税法67条の規定により輸出貨物の開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があったときは、税関職員が押印した**開装検査票**（税関が開装検査した旨を表示したもの）を申出者に交付し、**検査貨物の中に封入させることとされている（67-1-17）。**
- 5 ○ 再包装が困難な貨物を輸出する場合であって、仕入書により当該貨物の内容が明らかであり、当該貨物が保税地域に搬入される前に関税法67条の規定による検査を実施することについて支障がないときは、輸出者からの申出により、税関職員は、**輸出申告の後、当該貨物が保税地域に搬入される前に当該検査を行うことができる（67-1-7(4)）。**

第14問 正解 2

- 1 × 予備申告を行った場合において、当該予備申告に係る輸入申告予定日までに当該予備申告に係る税関の審査が終了したときは、関税法67条の規定による**輸入申告に切り替える手続を行う**（個別通達「予備審査制について」4. 輸入申告）。
- 2 ○ 使用中の船舶であって本邦外において本邦の国籍を取得した船舶を輸入する場合におけるその輸入の具体的な時期は、当該船舶が初めて本邦に回航されて使用に供される時又は当該船舶に係る輸入の許可の時の**いずれか早い時**とされている（関税法基本通達2-1(2)イ）。
- 3 × 税関官署の開庁時間以外の時間における関税法43条の3第1項の規定による保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認に係る事務の執行について、恒常的にその求めの届出を行おうとする者は、書面によることなく口頭により当該求めの届出を税関長に行うことができる**旨の規定はない**。
- 4 × 輸入申告に併せて輸入の許可前における貨物の引取りの承認の申請を行おうとする者は、**輸入申告の後（輸入申告書を提出した後）**、輸入許可前貨物引取承認申請書を税関長に提出することにより、当該申告及び申請を行うことができる（関税法73条1項）。
- 5 × 本邦の政府機関が公用に供するため輸入する貨物であって、経済産業大臣が定めるものについては、輸入申告書の提出に代え、適宜の書面により輸入申告を行うことができる**旨の規定はない**。

第15問 正解 2

- 1 属さない 薄型テレビのバックライト等に使用される光源部品（制御回路なし）は、94.05項に**属さない**。一般に発光ダイオードが使用されており、85.41項に属する。
- 2 **属する** プラスチック製のろうそく型ランプ（A C電源コネクター付き）はランプであるので**94.05項に属する**。
- 3 属さない 直管型ランプ（室内照明の交換用）は94.05項に**属さない**。85.39項に属する。
- 4 属さない ヘルメットに取り付けるように設計された安全灯（電池交換式）は、94.05項に**属さない**。携帯用の電気ランプとして85.13項に属する。
- 5 属さない 自動車本体に組み込みナンバープレートを上部から照らす機器は、94.05項に**属さない**。自動車に使用する種類の照明として85.12類に属する。

第16問 正解 0

- 1 属さない ゴルフ用の手袋（紡織用繊維編物製）は95.06項に**属さない**。61.16項に属する。
- 2 属さない 野球用のグローブ（革製）は、95.06項に**属さない**。42.03項に属する。
- 3 属さない 剣道用の小手（紡織用繊維織物製）は95.06項に**属さない**。62.16項に属する。
- 4 属さない スキー用の手袋（紡織用繊維織物で補強した多泡性ポリウレタンシート製）は、95.06項に**属さない**。39.26項に属する。
- 5 属さない 水中ダイビング用の手袋（ゴム加工した紡織用繊維織物製）は95.06項に**属さない**。62.16項に属する。

第17問 正解 4

- a V A ……Value Addedの略で、付加価値基準のこと (b)
- b P S R ……Product Specific Rulesの略で、品目別規則 (a)
- c C T C ……Change in Tariff Classificationの略で、関税分類変更基準 (d)
- d D M I ……De Minimisの略で、僅少非原産材料 (f)
- e W O ……Wholly Obtainedの略で、完全生産品 (c)

したがって、4が正解となる。